

埼玉県における都道府県がん情報等の提供に関する窓口設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第18条ないし第20条並びに第21条第8項及び第9項の規定による都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に係る事務を行う上で、運用体制の明確化及び対応の統一化を図るため、提供の申請をとりまとめ、知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う、情報の提供依頼申出者に対する一元的な調整機能の役割を果たすことを目的とする窓口組織の設置等に関する事項を定めるものである。

(設置)

第2条 保健医療部疾病対策課に、「都道府県がん情報等提供窓口」を設置する。

(事務)

第3条 「都道府県がん情報等提供窓口」の事務は、別に定める「埼玉県における都道府県がん情報等の提供に関する事務処理要領」に基づき、行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施において必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。